

くは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）及び助産に係る収入金額（1の分娩に係る助産について50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査

ハ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査

ニ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

ホ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

ヘ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

ト 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

チ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査

リ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断

ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

- ② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

- ③ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7 解散時の残余財産の帰属先について（法第42条の2第1項第7号関係）

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

- ① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

- ③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- ④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - イ 定款又は寄附行為の変更
 - ロ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
 - ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
 - ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
 - ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し
 - ヘ 収支予算及び決算の決定
 - ト 剰余金又は損失金の処理
 - チ 借入金額の最高限度額の決定
- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- ⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

(1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添2
- ② 社会医療法人の定款例 別添3
- ③ 社会医療法人の寄附行為例 別添4

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人認定書 別添5
- ② 社会医療法人認定取消書 別添6

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2 都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会（2以上の都道府県の区域において

病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については社会保障審議会。以下同じ。)の意見を聴かなければならないこと。

3 社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記(組合等登記令(昭和39年政令第29号)第6条参照)が必要であり、社会医療法人の認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする(医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12参照)。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第64条第1項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- ⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
 - イ 純資産変動計算書
 - ロ キャッシュ・フロー計算書
 - ハ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書

③ 定款又は寄附行為

④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局長）に届け出なければならないこと。

① (1)の①から⑥までに掲げる書類

② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書

③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有資産の明細表に限る。）

② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査するとともに、定期的に社会医療法人の実地検査を行うことが望ましいこと。

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて収益業務の全部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。

(3) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要で

あること。

(4) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(5) (4)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

6 その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑦のホ）について

① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。

② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑦のへ）について

① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。

② 当該資金の額が合理的に算定されていること。

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 〇〇事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部 〇〇事業積立金（利益剰余金のその他利益剰余金に掲記）

④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない

いものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 収益業務の区分経理について

社会医療法人が収益業務を行う場合にあっては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

別添 1

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が作成する医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>1 又は 2 の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が 20%以上であること。</p> <p>※「時間外等加算割合」とは、直前に終了した 3 会計年度における次に掲げる算定件数の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が 750 件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直前に終了した 3 会計年度における夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 17</p>

			8号) 第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数の合計を3で除した件数(災害医療においても同じ。)をいう。なお、「救急自動車等による搬送」には、医療施設又は民間会社が保有する救急用自動車やヘリコプター等による搬送も含む。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、保護室、面会室等)を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が作成する医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数(患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。) ②休日(深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行っ

			<p>た場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>※ 精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
災害医療	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。</p> <p>(1) 集中治療室</p> <p>(2) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室</p> <p>(3) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 簡易ベッド</p> <p>(2) 携帯用医療機器</p> <p>(3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資</p> <p>(4) 自家発電装置</p> <p>(5) トリアージタッグ</p> <p>(6) 救急用自動車</p> <p>(7) 広域災害・救急医療情報システムの端末</p> <p>3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプ</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が作成する医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2. 当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練</p> <p>(2) 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修</p> <p>3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>

<p>へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。</p>	<p>ターの離発着場を有していること。 4. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム（DMAT）を有していること。</p> <p>1 又は 2 の基準に該当すること。 1. 当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。 2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が作成する医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合には、当該すべての病院において、へき地からの入院患者の受入れのための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地からの入院患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1 又は 2 の基準に該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人日以上であること。 2. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人日以上であること。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が209日以上であること。</p>
<p>周産期医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。 (1) 母体胎児集中治療管理室 (2) 新生児集中治療管理室 (3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のために使用される病床をいう。）</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が作成する医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。 2. 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオ</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除した件数が500件以上であること。 2. 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除した件数が10件以上であること。 3. 当該病院において直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加</p>

	<p>2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 分娩監視装置 (2) 新生児用呼吸循環監視装置 (3) 超音波診断装置 (4) 新生児用人工換気装置 (5) 微量輸液装置 (6) 保育器</p>	<p>ンコール体制も含む。) を常に確保していること。</p>	<p>算の算定件数が3件以上であること。</p>
小児救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら小児救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が作成する医療計画において小児救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直前に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>

(備考)

- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合
次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	合計を3で除した件数	合計
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対2.5件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	件数
	3件以上	1件以上
小児救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度

- 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に医療法第52条第1項の規定により社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類を届け出る場合又は医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合
次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	合計を3で除した件数	合計を2で除した件数
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対5.0件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
	3件以上	2件以上
小児救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度

16. 都道府県別医療法人数

都道府県名	医療法人 (総数)						出資額 限度法人 (再掲)	特定医療法人 (再掲)			特別医療法人 (再掲)			厚生労働大臣所管法人 (再掲)			一人医師医療法人 (再掲)			備 考	
	総数	財団	社 団			総数		財団	社 団	総数	財団	社 団	総数	財団	社 団			総数	医科		歯科
			総数	持分有	持分無										総数	持分有	持分無				
1 北海道	2,311	5	2,306	2,274	32	24	28	0	28	0	0	8	0	5	0	5	5	0	1,829	1,336	493
2 青森	343	0	343	341	2	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	307	252	55
3 岩手	302	3	299	296	3	0	4	1	3	0	0	0	0	5	0	5	5	0	236	194	42
4 宮城	696	8	688	684	4	2	4	0	4	1	0	1	5	1	4	4	0	567	493	74	
5 秋田	316	4	312	309	3	2	2	0	2	0	0	0	2	0	2	2	0	239	184	55	
6 山形	423	2	421	419	2	5	2	0	2	0	0	0	2	0	2	2	0	373	312	61	
7 福島	757	3	754	746	8	0	9	2	7	1	1	0	13	0	13	13	0	657	575	82	
8 茨城	771	2	769	765	4	0	4	1	3	1	0	1	18	0	18	17	1	572	475	97	
9 栃木	691	3	688	678	10	0	8	0	8	1	0	1	14	0	14	14	0	536	471	65	
10 群馬	710	3	707	703	4	9	4	0	4	1	0	1	3	0	3	3	0	595	507	88	
11 埼玉	2,012	15	1,997	1,985	12	7	11	1	10	1	0	1	54	0	54	54	0	1,671	1,280	391	
12 千葉	1,533	9	1,524	1,510	14	2	9	0	9	1	0	1	56	1	55	54	1	1,273	950	323	
13 東京都	4,434	114	4,320	4,305	15	11	17	7	10	4	1	3	238	10	228	224	4	3,846	2,758	1,088	
14 神奈川県	2,531	41	2,490	2,465	25	5	24	7	17	1	0	1	60	3	57	56	1	2,146	1,600	546	
15 新潟	895	8	887	878	9	5	9	2	7	1	0	1	7	0	7	7	0	806	661	145	
16 富山	243	6	237	235	2	2	4	2	2	0	0	0	4	0	4	4	0	171	131	40	
17 石川	406	5	401	398	3	3	3	2	1	1	1	0	4	0	4	4	0	344	268	76	
18 福井	292	4	288	283	5	0	6	2	4	2	0	2	5	2	3	0	3	233	192	41	
19 山梨	211	3	208	202	6	2	5	1	4	0	0	0	4	0	4	2	2	164	141	23	
20 長野	672	9	663	658	5	1	7	5	2	3	2	1	5	0	5	4	1	557	458	99	
21 岐阜	627	0	627	614	13	0	12	0	12	2	0	0	2	7	0	7	0	510	428	82	
22 静岡県	1,202	2	1,200	1,198	2	3	1	0	1	0	0	0	12	0	12	11	1	1,079	951	128	
23 愛知	1,719	9	1,710	1,695	15	7	18	3	15	1	0	1	30	0	30	30	0	1,353	1,142	211	
24 三重	600	1	599	591	8	0	6	0	6	2	0	2	12	0	12	0	12	496	422	74	
25 滋賀	376	0	376	373	3	2	3	0	3	0	0	0	2	0	2	2	0	347	299	48	
26 京都	834	25	809	801	8	3	9	1	8	1	1	0	10	0	10	9	1	665	564	101	
27 大阪府	3,039	33	3,006	2,982	24	0	26	3	23	9	0	9	39	0	39	36	3	2,982	2,362	620	
28 兵庫県	1,780	20	1,760	1,740	20	1	20	3	17	3	0	3	16	1	15	15	0	1,567	1,316	251	
29 奈良	379	9	370	367	3	0	4	2	2	0	0	0	8	0	8	7	1	289	264	25	
30 和歌山	383	0	383	381	2	0	2	0	2	1	0	1	4	0	4	4	0	308	266	42	
31 鳥取	312	6	306	303	3	0	4	3	1	3	2	1	5	0	5	5	0	246	186	60	
32 島根	326	2	324	315	9	2	5	0	5	2	1	1	2	0	2	2	0	262	213	49	
33 岡山	905	1	904	885	19	2	20	1	19	2	0	2	3	0	3	3	0	754	632	122	
34 広島	1,287	2	1,285	1,274	11	8	11	1	10	1	0	1	4	0	4	4	0	1,106	963	143	
35 山口	697	3	694	689	5	5	4	0	4	1	0	1	6	0	6	6	0	602	551	51	
36 徳島	556	0	556	555	1	1	1	0	1	0	0	0	5	0	5	5	0	468	372	96	
37 香川	459	6	453	449	4	0	4	1	3	0	0	0	3	0	3	2	1	383	319	64	
38 愛媛	801	5	796	793	3	0	7	4	3	1	0	1	2	0	2	2	0	673	534	139	
39 高知	367	1	366	362	4	2	4	0	4	0	0	0	2	0	2	2	0	251	204	47	
40 福岡	2,240	8	2,232	2,212	20	11	19	1	18	5	0	5	37	1	36	34	2	1,840	1,589	251	
41 佐賀	359	1	358	347	11	0	12	1	11	0	0	0	8	1	7	7	0	272	224	48	
42 長崎	770	7	763	755	8	2	8	1	7	4	1	3	4	2	2	2	0	620	517	103	
43 熊本	948	1	947	931	16	2	13	0	13	5	0	5	8	0	8	7	1	803	660	143	
44 大分	568	6	562	556	6	7	9	4	5	3	0	3	1	0	1	1	0	387	339	48	
45 宮崎	527	3	524	511	13	3	9	1	8	0	0	0	4	0	4	4	0	417	353	64	
46 鹿児島	973	2	971	958	13	7	9	1	8	4	0	4	2	1	1	1	0	792	635	157	
47 沖縄	444	0	444	432	12	4	6	0	6	1	0	1	5	0	5	3	2	379	315	64	
計	44,027	400	43,627	43,203	424	152	407	64	343	79	10	69	746	23	723	686	37	36,973	29,858	7,115	

*一人医師医療法人(再掲)
欄には、昭和61年9月以前に
設立された医療法人で、調査
時点において、医師若しくは
歯科医師が常時3人未満の診
察所も含まれている。